

催事等における仮設食品営業等の取扱要綱

(平成8年3月29日生衛第348号)

最終改訂 令和3年6月1日 食生衛第314-32号

(目的)

第1 この要綱は、催事等において不特定若しくは多数の者を対象として簡易な施設を設けて行う食品の提供行為等に対し、公衆衛生の見地から必要な事項について定め、当該行為における食品衛生を確保することを目的とする。

(定義)

第2 この要綱において、用語の定義は次に定めるところによる。

1. 催事等

催事等とは、季節的又は一時的に公共的目的をもって開催され、不特定若しくは多数の者が参加する次の各号のいずれかに該当するものとし、物品販売や興行等の営利を目的とする催しを除くものとする。

- (1) 神社・仏閣の縁日・祭礼
- (2) 花見、夏祭り、花火大会
- (3) ふるさと祭、住民祭
- (4) 盆踊り、町内祭り
- (5) 農業祭、商工祭、畜産振興祭
- (6) 学園祭、運動会、文化祭
- (7) 病院祭
- (8) 競技会
- (9) 福祉バザー
- (10) 歩行者天国
- (11) 地域振興を目的とするイベント
- (12) その他これらに類する催事

2. 仮設営業

食品衛生法第55条に基づく飲食店営業のうち、催事等における営業であって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 露店営業 組立式等簡易な施設を設け、短期間営業を行い、催事毎に移動して営業するものをいう。
- (2) 臨時営業 簡易な施設を設け営業し、催事等終了後は、その施設を撤去する形態等のものをいう。

3. 臨時出店

催事等において、営利を目的とした業に該当せず、反復性が低くかつ短期間の出店（原則として、年間出店回数が4回以内、かつ1回あたりの出店日数が連続した3日以内）であって、次のアからエのいずれかに該当するものをいう。

ア 国、地方公共団体又は地域の住民団体が関与（主催、共催又は後援）する公共的目的を有する催事での出店

イ 学園祭等の教育の一環で行われる催事での出店

ウ 町内会、企業、社会福祉施設等の祭り等の特定の者を対象とする催事での出店

エ 社会福祉活動の資金調達等を目的とするバザー等での出店

（食品の取り扱い）

第3 催事等における食品の取り扱いについては、食品衛生法第51条に定める衛生管理基準に準拠するほか、次の各号の要件を満たすとともに、原則として、取り扱い可能な食品は別表に掲げる品目とし、衛生上支障がないものに限定するものとする。

なお、原則として、営業者及び出店者が一催事あたり取り扱うことのできる食品は1品目に限るものとする。

- (1) すし、さしみ等生食する食品で衛生上の危害発生の恐れの高いものは取り扱わないこと。
- (2) 原材料の細切等の仕込み行為はその場で行わないこと。仕込みの必要な原材料を使用する場合は、清潔な調理、加工施設等で仕込みを行い、必要に応じて使用（調理）直前まで冷蔵保管すること。
- (3) かき氷には飲用適の水を製氷したものを使用し、削氷を行う際は、手指やほこり等で汚染されない構造の機械を用い、盛り付けは衛生的な器具を用いること。
- (4) 生めんゆで行為等その場での加工及び調理に多量の水の使用を必要とするものは取り扱わないこと。
- (5) 客への提供直前に加熱処理が行えるものを提供すること。

ただし、かき氷、ところてん、清涼飲料水及び酒類並びにクレープ、団子、果実チョコ等のいわゆるトッピング、からめ等を行うものはこの限りでない。

また、農産物の簡易な加工品については、必要に応じて殺菌等の処理を行うこと。

（営業施設等の基準）

第4 露店営業及び臨時営業の施設は、群馬県食品衛生法施行条例第5条第2項を適用することとし、その基準は次に掲げるとおりとする。

1. 露店営業及び臨時営業施設の基準

- (1) 営業施設は、公衆衛生上支障のない場所に位置すること。
- (2) 営業施設は、建物の周囲の汚染及び騒音並びに客の行為により付近居住者に公衆

衛生上有害な影響を与えるおそれのある場所に位置しないこと。

- (3) 営業施設は、他人の所有する土地内（道路を含む。）に位置しないこと。
ただし、その所有者又は管理者の許可等を受けた場合は、この限りではない。
 - (4) 防じん及び防虫ができる衛生的な食品及び食器具の保管容器を備えること。
 - (5) 従事者の手指を洗浄消毒する装置を備えた流水式手洗いを設けること。
 - (6) 使用水は、水道水又は飲用適の水であって、十分供給されること。水道を使用しない場合にあつては、18リットル以上の水を貯留して密閉できる設備を設けること。
 - (7) ふた付きで不浸透性及び十分な容量を備えた廃棄物を保管する容器を備えること。
2. 臨時出店の施設設備についても、1. の基準に準じたものとする。

(営業許可の手続)

第5 露店営業及び臨時営業を行う場合は、以下の方法により手続するものとする。

- (1) 営業許可申請は、食品衛生法関係事務処理要領に基づき、主たる営業地を管轄する保健所長に対して行うものとする。
- (2) 許可期間は、食品営業許可の有効期間査定取扱要領による。
なお、臨時営業については、催事毎の出店形態等の同一性が確保される場合に限り、露店営業と同等の複数年許可を可能とする。
また、申請者が許可申請の際、営業期間を申し出た場合はその期間とする。
- (3) 露店営業及び臨時営業が複数年許可する場合にあつては、許可申請書の営業所所在地欄には、主として営業する場所又は地域を記載する。その後、また、「ほか届出営業場所」又は「ほか届出営業地域」と記載し、その他必要事項を仮設営業計画書（別記様式第1号）に記載し、許可申請書に添えて申請するものとする。
- (4) (3) の場合であつて、営業を許可した保健所長は、営業場所又は地域が他の保健所の区域にあるときは、その場所を管轄する保健所長に連絡すること。
- (5) 許可書は、食品衛生法関係事務処理要領に定める様式を用い、露店営業及び臨時営業にあつては、許可書の営業所所在地欄には、「主として営業する場所、ほか届出営業場所」等記載すること。
また、許可の条件として、「加熱処理した食品の供与に限る」等食品衛生上必要な条件をつけるものとする。

(臨時出店の届出)

第6 臨時出店については、催事等の主催者が臨時出店者を把握し、施設設備等について総括的責任を有することから、原則として主催者が臨時出店届出書（別記様式第2号）及び臨時出店者に関する出店計画書（別記様式第3号）を、催事開催地を管轄する保

健所長に提出するものとする。主催者が提出できない場合にあっては、主催者が当該催事への出店を認めたことを示す書類等を添付することにより、出店者が提出すること。

なお、催事においては、簡易な設備等を利用し、提供食品も多様化していることから、事前に提供食品及び施設等を確認する必要があるため、開催日の概ね14日前までに臨時出店届出書を提出するものとする。

ただし、一定規模未満の催事等については、届出は不要とする。

(監視指導)

第7 催事等における露店営業及び臨時営業の施設に対し、必要に応じて監視指導を行うものとする。

また、臨時出店等についても、取り扱う食品や衛生状況等の内容確認を行い、必要に応じて衛生指導を行うものとする。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。